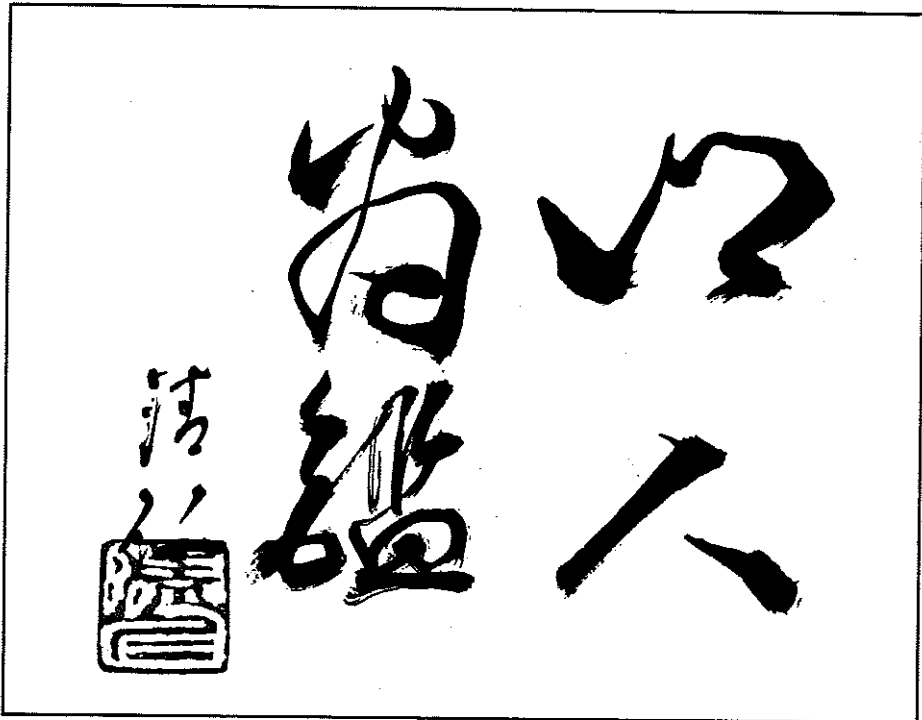


行政ほっかいどう '84.11



「人を以って鑑と為す」 苫小牧支部 鈴木啓生(88才)

目次

戸籍法等の一部改正 2	不正広告から職域を守りましょう(監察部)・・・31
改正国籍法施行規則(企画部)14	またも無資格者が新聞広告(監察部)32
新風営法の改正のあらまし(理事 酒井清蔵)・16	昭和60年度指名願の改正点(企画部)33
行政書士法関係行政実例等(企画部)20	行政書士補助者証の交付について(総務部)・・・34
行政書士110番の相談事例(監察部)24	支部のうごき35
政連だより28	会員のうごき36
車庫証明業務に想う(十勝支部野際克彦)・・・29	事務局だより37
弁護士法違反にご注意(業務研修部)30	年計報告についてのお願ひ38

戸籍法施行規則の一部改正

企画部

国籍法及び戸籍法の一部改正に伴い、戸籍法施行規則の一部を改正する省令が本年11月1日公布され、昭和60年1月1日から施行されることになりました。

この規則の改正に伴う法務省民事局長通達を次のようにお知らせします。この通達のほか、昭和59年11月1日付をもって「戸籍記載例の一部改正について」及び「戸籍届書の標準様式について」の通達が同局長から各法務局長及び各地方方法務局長あてに出ておりますが、これは紙面の都合上省略します。

なお、戸籍届書の標準様式は全面的に改正され、昭和60年1月1日から適用になりますが、従前の様式の届書があるときは、同日以降も用いてよいことになっています。

戸籍記載例の改正、戸籍届書の標準様式の改正通達については、各市町村長に通知されておりますので、必要の向きは、最寄りの市町村に問い合わせてください。

法務省民二第 5,500 号
昭和 59 年 11 月 1 日

法務局長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局長

戸籍法及び戸籍法施行規則の一部改正に伴う戸籍事務の取扱いについて（通達）

このたび国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律（昭和59年法律第45号）（以下「改正法」という。）が公布され、また、戸籍法施行規則の一部を改正する省令が本日公布された。

改正後の戸籍法（以下「法」という。）及び戸籍法施行規則（以下「規則」という。）は、昭和60年1月1日から施行されるが、この改正に伴う戸籍事務については、次のとおり取り扱うこととするから、これを了知の上、貴管

下支局長及び市区町村長に周知方取り計らわれたい。

なお、これに反する当職通達又は回答は、本通達によつて変更又は廃止するので、念のため申し添える。

第1 出生届に関する取扱い

1 昭和60年1月1日以降に出生した外国人父と日本人母との間の嫡出子は、改正後の国籍法（以下「新国籍法」という。）第2条第1号により日本の国籍を取得するので、その出生の届出を受理したときは、その子を戸籍に記載する。この場合において、その子は、母の氏を称して母の戸籍に入る。

2 嫡出子出生の届出について父又は母が届出をすることができないときは、父又は母以外の法定代理人からも届出をすることができることとされた（法第52条第4項）。

非嫡出子出生の届出又は父未定の子の出生の届出について母が届出をすることができないときは、母以外の法定代理人からも届出をすることができることとされた（法第52条第4項、第54条）。

3 国外で出生した子の出生の届出の期間は、3箇月に伸長された（法第49条第1項）。

4 子が改正法施行前に出生した場合であっても、その出生の日が昭和59年12月19日以降であるときは、改正法施行の後に出生の届出をする場合の届出人及びその期間は、2及び3と同様である（改正法附則第8条）。

第2 涉外婚姻に関する取扱い

1 婚姻による新戸籍の編製

(1) 戸籍の筆頭者でない者が外国人と婚姻した場合、従来その者について新戸籍は編製されなかつたが、改正法施行の後に婚姻の届出（法第41条の証書の謄本の提出を含む。）があつたときは、外国人と婚姻した者（以下「日本人配偶者」という。）について従来の氏により新戸籍を編製することとされた（法第16条第3項、第6条、改正法附則第7条）。この場合の戸籍の記載は、規則附録第7号戸籍記載例（以下「記載例」という。）57の2から57の4までの例による。

(2) 改正法施行前に外国の方式により婚姻をした場合において、その証書の謄本が改正法施行の後に提出されたときも、(1)と同様である。

改正法施行前に、日本の大使、公使又は領事が受理した日本人と外国人との婚姻証書の謄本が改正法施行の後に本籍地市区町村長に送付されたときは、新戸籍を編製しない（改正法附則第7条）。

2 配偶欄の新設

- (1) 1(1)により新戸籍を編製するときは、日本人配偶者につき配偶欄を設ける。
- (2) 日本人配偶者につき、改正法施行の後に婚姻以外の事由によりその者を筆頭者とする新戸籍を編製するときも、(1)と同様とする。
- (3) 日本人配偶者を筆頭者とする戸籍で従前の取扱いによつて配偶欄が設けられていないものについては、日本人配偶者から申出があつたときは、その者につき配偶欄を設ける。この場合においては、その者の身分事項欄に次の振合いによる記載をする。

「申出により昭和六拾年参月五日配偶欄記載㊟」

3 離婚又は婚姻の取消しによる戸籍の変動

外国人との婚姻によつて新戸籍を編製された者については、離婚又は婚姻の取消しがあつた場合においても、戸籍の変動は生じない（法第19条第1項参照）。

4 氏の変更

(1) 外国人と婚姻した者の氏の変更

ア 日本人配偶者は、婚姻成立後6箇月以内に限り、家庭裁判所の許可を得ないで、その氏を外国人配偶者の称している氏に変更する旨の届出をすることができることとされたが（法第107条第2項）、この場合の戸籍の記載は、戸籍事項欄及び身分事項欄に記載例139の2から139の6までの例により、これをする（規則第34条第2号、第35条第13号）。

なお、戸籍事項欄の記載は、管外転籍の場合に移記を要するが、身分事項欄の記載は、新戸籍を編製され、又は他の戸籍に入る場合に移記を要しない（規則第37条、第39条）。

イ アの届出は、届出人の身分事項欄に記載された外国人配偶者の氏と異なる氏を変更後の氏とする場合には、受理することができない。ただし、外国人配偶者の氏のうち、その本国法によつて子に承継さ

れる可能性のない部分は、法第107条第2項に規定する外国人配偶者の称している氏には含まれないので、その部分を除いたものを変更後の氏とする届出は受理することができる。

届出人の身分事項欄に記載された外国人配偶者の氏と同一のものを変更後の氏とする場合は、その氏の中に明らかに上記部分を含むものと認められる場合を除き、届出を受理して差し支えない。

ウ 変更後の日本人配偶者の氏は、片仮名によつて記載するが、配偶者が本国において氏を漢字で表記する外国人である場合において、正しい日本文字としての漢字により日本人配偶者の身分事項欄にその氏が記載されているときは、その漢字で記載して差し支えない。

エ 外国人配偶者が死亡した後は、アの届出をすることができない。
オ 戸籍の筆頭者でない者から外国人との婚姻の届出及びアの届出が同時にあつたときは、婚姻の届出による新戸籍を編製した後に、アの届出による戸籍の記載をする。

カ アの届出があつた場合において、その届出人の戸籍に同籍者があるときは、届出人につき新戸籍を編製し、氏変更の効果は同籍者には及ばない（法第20条の2第1項）。

この場合において、氏変更前の戸籍に在籍している子は、同籍する旨の入籍届により、氏を変更した父又は母の新戸籍に入籍することができる。

アの変更届と同時に同籍する子全員から入籍届があつた場合においても、氏を変更した者につき新戸籍を編製する。

キ アにより氏を変更した者と外国人配偶者を父母とする嫡出子を戸籍に記載する場合には、その父母が離婚し、又はその婚姻が取り消されているときを除き、母欄の氏の記載を省略して差し支えない。

ク 改正法施行前に外国人と婚姻した者であつても、昭和59年7月2日以降に婚姻をした者は、改正法施行の日から昭和60年6月末日までその氏を外国人配偶者の称している氏に変更する旨の届出をすることができる（改正法附則第11条）。

この場合において、届出人が戸籍の筆頭者でないときは、届出人につき新戸籍を編製し（法第20条の2参照）、戸籍の記載は、記載

例139の4から139の6までの例に準じて行う。

(2) 離婚による氏の変更

ア 法第107条第2項により外国人配偶者の称している氏に変更した者は、離婚、婚姻の取消し又は配偶者の死亡の日から3箇月以内に限り、家庭裁判所の許可を得ないで、その氏を変更の際に称していた氏に変更する旨の届出をすることができることとされたが（法第107条第3項）、この場合の戸籍の記載は、記載例139の7から139の9までの例による。記載すべき欄及び移記については、(1)アと同様である。

イ アの届出があつた場合の戸籍の処理及び届出人の戸籍に在籍する子の入籍については、(1)カに準じて行う。

(3) 父又は母が外国人である者の氏の変更

ア 戸籍の筆頭者及びその配偶者でない者は、従来氏の変更の届出をすることはできなかつたが、改正法施行の後は、氏を変更しようとする者の父又は母が外国人であるときは、家庭裁判所の許可を得て、その氏を外国人である父又は母の称している氏に変更する旨の届出をすることができることとされた（法第107条第4項）。この場合の戸籍の記載は、記載例139の10から139の12までの例による。記載すべき欄及び移記については、(1)アと同様である。

イ 養子は、その氏を養父母の称している氏に変更することができるが、実父母の称している氏に変更することはできない。養子が転縁組をしているときは、直近の縁組による養父母の称している氏のみに変更することができる。

ウ 氏を変更しようとする者が15歳未満であるときは、アの届出は、法定代理人がしなければならない。

エ アの届出があつた場合の届出の受理及び氏の記載については、(1)イ及びウに準じて行う。

オ アの届出を受理したときは、氏を変更した者につき新戸籍を編製する（法第20条の2第2項）。

第3 国籍の得喪に関する取扱い

1 国籍取得の届出

(1) 新国籍法により、法務大臣に対する届出による国籍取得の制度が設けられたが（新国籍法第3条、第17条第1項、第2項、改正法附則第4条、第5条、第6条）、これにより国籍を取得した者は、一定期間内に市区町村長に届け出なければならないこととされた（法第102条、改正法附則第13条）。この場合の戸籍の記載は、記載例133の2及び本日付け当職通達第5,501号による改正後の昭和54年8月21日付け民二第4,391号当職通達による記載例の137から143まで及び146から148までの例による。

(2) 法務大臣に対する届出により国籍を取得した者の称すべき氏及び入籍する戸籍は、次の原則によるものとする。

ア 国籍取得者の氏は、新国籍法第3条による国籍の取得にあつては準正時（準正前に父母が離婚しているときは離婚時）の父の氏、新国籍法第17条第1項による国籍の取得にあつては出生時の日本人たる父又は母の氏、同条第2項による国籍の取得にあつては国籍喪失時の氏、改正法附則第5条による国籍の取得にあつては出生時の母の氏、改正法附則第6条による国籍の取得にあつては父又は母の改正法附則第5条による国籍取得時の氏である。

イ 国籍取得者（新国籍法第17条第2項により国籍を取得した者を除く。）は、国籍取得時において氏を同じくする父又は母の戸籍があるときは、その戸籍に入る（法第18条。なお法第17条参照）。

上記により入るべき戸籍がないときは、国籍取得者につき新戸籍を編製する。この場合においては、親子関係を戸籍上明らかにするため、いつたん、父母が国籍取得者と同一の氏を称して最後に在籍していた戸（除）籍に入籍させた上、直ちに除籍して新戸籍を編製する。

ウ 新国籍法第17条第2項により国籍を取得した者は、国籍喪失時に在籍していた戸籍に入る。ただし、その戸籍が除かれているとき又はその者が日本国籍を引き続き保持していたとすればその戸籍から除籍する理由があるときは、新戸籍を編製する。

エ 国籍取得者が国籍取得時に日本人の養子であるときは、アによる氏から直ちに養子縁組当時の養親の氏に変更したものとして取り扱

う。

また、国籍取得者が国籍取得時に日本人の配偶者であるときは、アによる氏を称した上、国籍取得届において日本人配偶者とともに届け出る氏を称するものとして取り扱う。

(3) 国籍取得者の名については、次の原則による。

ア 国籍取得者の名に使用する文字は、次のイの場合を除き、常用平易な文字でなければならない（法第50条、規則第60条）。

イ 国籍取得者が国籍取得前に本国においてその氏名を漢字で表記する者であつた場合において、相当の年齢に達しており、卒業証書、免許証、保険証書等により日本の社会に広く通用していることを証明することができる名を用いるときは、正しい日本文字としての漢字を用いるときに限り、制限外の文字を用いて差し支えない。

(4) 国籍取得者は、国籍取得の届書に国籍取得前の身分事項を記載し、その身分事項を証すべき書面を添付しなければならないものとされたが（規則第58条の2、改正省令附則第2項）、当職又は法務局若しくは地方法務局長が発行する国籍取得証明書（法第102条第2項参照）に身分事項に関する記載があるときは、その事項については更に資料を添付することを要しない。

2 帰化の届出

(1) 帰化者は、帰化の届書に帰化前の身分事項を記載し、その身分事項を証すべき書面を添付しなければならないこととされたが（法第102条の2、規則第58条の2）、従来どおり、その身分事項は、法務局又は地方法務局長が発行する帰化者の身分証明書に基づき記載する（昭和30年1月18日付け民事甲第76号当職通達参照）。

(2) 帰化の届出の期間は、1箇月に延長された（法第102条の2）。

改正法施行前に帰化した場合であつても、その告示の日が昭和59年12月23日以降であるときは、改正法施行の後に届出をする場合の届出の期間は、1箇月である（改正法附則第8条）。

3 国籍喪失の届出

(1) 国籍法の改正により新たな国籍喪失事由が設けられるとともに（新国籍法第11条第2項、第15条第3項、第16条第2項、第5項）、国籍

喪失の届出義務者に国籍喪失者本人も加えられ、届出義務者が国外に在る場合の届出の期間は、3箇月に延長された（法第103条）。

(2) 新国籍法第13条、第15条第3項又は第16条第2項及び第5項による国籍の喪失についての法第105条の報告は、当職又は法務局若しくは地方法務局長がする。

(3) 改正法施行前に国籍を喪失した者は、届出の義務を負わないが、改正法施行の後にその者から届出があつたときは、これを受理する（改正法附則第9条）。

4 国籍留保の届出

(1) 新国籍法第12条により、生地主義国で出生した子に限らず、事由のいかんを問わず、出生により外国の国籍をも取得した子で国外で生まれたものは、出生の届出とともに日本の国籍を留保する意思表示しなければ、その出生の時にさかのぼつて日本の国籍を失うこととされた（法第104条第2項）。

(2) 国籍留保の届出は、届出をすることができる者が外国に在る外国人であつても、その国に駐在する日本の大使、公使又は領事に、出生の届出とともにこれを行うことができる。

(3) 国籍留保の届出人及び届出の期間は、第1の2、3及び4と同様である（法第104条第1項、改正法附則第8条）。

5 国籍選択の届出

(1) 新国籍法第14条により、外国の国籍を有する日本人（以下「重国籍者」という。）は、一定期間内に国籍の選択をすべきこととされた。日本の国籍の選択の宣言をしようとする者は、市区町村長に対してその旨を届け出なければならないが（法第104条の2）、その届出があつた場合には、明らかに外国の国籍を有しないものと認められるときを除き、届出を受理して差し支えない。この場合の戸籍の記載は、身分事項欄に記載例136の2の例により、これをする（規則第35条第12号）。

なお、その記載は、管外転籍の場合又は新戸籍を編製され、若しくは他の戸籍に入る場合に移記を要する（規則第37条、第39条第1項第7号）。

(2) 日本の国籍の選択の宣言をしようとする者が15歳未満であるとき

は、法定代理人が代わつて届出をしなければならない（新国籍法第18条）。この場合において、法定代理人が外国に在る外国人であつても、その国に駐在する日本の大使、公使又は領事に届出をすることができる。

(3) 国籍選択の届出は、新国籍法第14条第1項に規定する期限を経過した後であつても、国籍の選択をすべき者が日本又は外国の国籍を喪失するまでは、これを受理することができる。

(4) 改正法附則第3条の適用により日本の国籍の選択の宣言をしたものとみなされた場合には、その者の戸籍にその旨を記載をすることを要しない。

6 外国の国籍の喪失の届出

(1) 重国籍者は、外国の国籍を喪失した場合には、一定期間内に外国官公署の発行する国籍離脱証明書、国籍を喪失した旨の記載のある外国の戸籍謄本その他の外国の国籍を喪失したことを証すべき書面を添付して、その旨の届出をしなければならないこととされたが（法第106条）、この場合の戸籍の記載は、記載例138の4の例による。記載すべき欄及び移記については、5(1)と同様である。

(2) 改正法施行前に外国の国籍を喪失した者は届出の義務を負わないが、その者から届出があつたときは、これを受理する（改正法附則第10条）。

7 重国籍者についての市区町村長の通知

(1) 法務大臣は、新国籍法第15条により、重国籍者で所定の期限内に国籍の選択をしないものに対し、国籍の選択をすべきことを催告するものとされ、市区町村長は、戸籍事務の処理に際し、所定の期限内に国籍の選択をしていない重国籍者があると思料するときは、所要の事項を監督法務局又は地方法務局の長に通知しなければならないこととされた（法第104条の3、規則第65条の2）。この場合において、法務局又は地方法務局の支局の管轄内にある市区町村の長は、当該支局の長あてに通知するものとする。

(2) (1)の通知は、昭和59年12月31日以前に出生した者については、改正法施行の後に外国人との婚姻若しくは養子縁組又は外国人からの認知により重国籍者となつたと思料されるものに限り、行うものとする（改

正法附則第3条参照）。

(3) 法務局若しくは地方法務局又はその支局の長は、(1)の通知に係る者が国籍の選択をすべき者に該当しないときは、(1)の通知をした市区町村長にその旨を通知する。

8 国籍の選択の催告に伴う戸籍の処理

(1) 法務大臣が国籍の選択をすべきことを催告したときは、法務局又は地方法務局の長はその催告を受けた者の氏名及び戸籍の表示並びに催告が到達した日を、その者の本籍地市区町村長に通知するので（国籍法施行規則（昭和59年法務省令第39号）第6条）、この通知を受けた本籍地市区町村長は、催告を受けた者の戸籍の直前に着色用紙をとじ込む等の方法により、催告があつた旨を明らかにするものとする。

(2) 新国籍法第15条第1項及び同条第2項に規定する催告を受けた者は、催告の書面が到達した日（官報に掲載してする催告にあつては到達したものとみなされた日）から1月を経過した時に同条第3項により日本の国籍を喪失するので、その時の後はその者について国籍の選択の届出を受理することができない。ただし、新国籍法第15条第3項ただし書に規定する事由があるものとして届出があつたときは、その処理につき監督法務局若しくは地方法務局又はその支局の長の指示を求めるものとする。

第4 その他

1 届出期間等

- (1) 外国の方式に従つて届出事件に関する証書を作らせた場合の証書の謄本を提出又は発送すべき期間は、3箇月に伸長された（法第41条）。
- (2) 国外で死亡した者についての死亡の届出の期間は、3箇月に伸長された（法第86条第1項）。

改正法施行前に国外で死亡した場合であつても、届出人がその死亡の事実を知つた日が昭和59年12月26日以降であるときは、改正法施行の後に死亡の届出をする場合の届出の期間は、3箇月である（改正法附則第8条）。

2 外国における改正法の適用時点

改正法が適用されるのは、外国においても日本時間の昭和60年1月1

日午前0時からである（改正法附則第1条）。

3 外国人の氏名の表記方法

(1) 戸籍の身分事項欄及び父母欄に外国人の氏名を記載するには、氏、名の順序により片仮名で記載するものとするが、その外国人が本国において氏名を漢字で表記するものである場合には、正しい日本文字としての漢字を用いるときに限り、氏、名の順序により漢字で記載して差し支えない。片仮名で記載する場合には、氏と名とはその間に読点を付して区別するものとする。

(2) 従前の例により記載されている外国人の氏名の更正は、次の取扱いによる。

ア 身分事項欄又は父母欄に従前の例により名、氏の順序で外国人の氏名が記載されている者で、同一の戸籍に記載されているもの全員から、本籍地の市区町村長に対し、その記載を氏、名の順序に更正する申出があつたときは、市区町村長限りでその記載を更正して差し支えない。この場合において、更正は申出があつた戸籍についてのみ行うものとする。

イ 父又は母から更正の申出があつた場合には、同籍する子から申出がないときでも、その子の身分事項欄又は父母欄に記載された当該外国人の氏名の記載を更正するものとする。

申出をすべき者のうち一部の者が、所在不明その他の事由により申出をすることができない場合においては、その他の者全員から申出があるときは、申出がない者の身分事項欄又は父母欄に記載された当該外国人の氏名を更正するものとする。

ウ 更正の申出をしようとする者が15歳未満であるときは、申出は法定代理人がしなければならない。

エ 身分事項欄又は父母欄を更正したときは、その者の身分事項欄に次の振合いによる更正事由を記載する。ただし、父又は母の身分事項欄を更正する場合において、同籍する子の父母欄のみを更正するときは、その子の身分事項欄には更正事由の記載を要しない。

身分事項欄を更正する場合

「申出により昭和六拾年参月五日夫（妻）の氏名の記載更正㊟」

父母欄のみを更正する場合

「申出により昭和六拾年参月五日父（母）欄の記載更正㊟」

4 涉外関係届書の送付方法

(1) 本籍地市区町村長は、規則第48条第2項により監督法務局若しくは地方法務局又はその支局に届書等の書類を送付する場合において、その書類中に次の届書（法第41条の証書の謄本を含む。）があるときは、送付目録中の当該届書の記載の頭部に㊟の印を付するものとする。

父又は母が外国人である子の出生届

国籍留保の届出とともにする出生届

国籍取得届

当事者の一方を外国人とする認知届、養子縁組届、養子離縁届、婚姻届及び離婚届

法第107条第2項から第4項までによる氏の変更届

(2) (1)の届書については、他の書類と別につづり、又は写しを作成する方法により、他の書類と容易に分別することができる措置を講じた上、送付するものとする。

5 受附帳の保存期間の伸長

受附帳の保存期間は、50年に伸長された（規則第21条第3項）。

既に保存期間を経過している受附帳で廃棄決定をしていないものについても、同様とする。

6 外国語によつて作成された文書の訳文の添付

届書に添付する書類その他市区町村長に提出する書類で外国語によつて作成されたものについては、翻訳者を明らかにした訳文を添付しなければならないこととされたが（規則第63条の2）、その訳文を添付すべき書類には、法第41条の証書の謄本及び規則第63条によつて提出を求められた書類も含まれる。

7 戸（除）籍謄抄本の請求

たばこ事業法（昭和59年法律第68号）及び日本たばこ産業株式会社法（昭和59年法律第69号）の施行に伴い、日本専売公社は明年4月1日に解散するので、同日から規則別表第1中「日本専売公社」が削除される（改正省令附則第1項ただし書）。

改正国籍法施行規則 (全文改正)

企 画 部

国籍法施行規則 (昭和59, 11, 1 法務省令第39号)

(国籍取得の届出)

第1条 国籍法 (昭和25年法律第147号。以下「法」という。) 第3条第1項又は第17条第2項の規定による国籍取得の届出は、国籍の取得をしようとする者が日本に住所を有するときはその住所地を管轄する法務局又は地方法務局長を経由して、その者が外国に住所を有するときはその国に駐在する領事官 (領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。) を経由してしなければならない。ただし、その者が外国に住所を有する場合であっても日本に居所を有するときは、その居所地を管轄する法務局又は地方法務局長を経由してすることができる。

- 2 法第17条第1項の規定による国籍取得の届出は、国籍の取得をしようとする者の住所地を管轄する法務局又は地方法務局長を経由してしなければならない。
- 3 前2項の届出は、届出をしようとする者が自ら法務局、地方法務局又は在外公館に出頭して、書面によってしなければならない。
- 4 届書には、次の事項を記載して届出をする者が署名押印し、国籍取得の条件を備えていることを証するに足りる書類を添付しなければならない。
 - (1) 国籍の取得をしようとする者の氏名、現に有する国籍、出生の年月日及び場所、住所、男女の別並びに嫡出子又は嫡出でない子の別
 - (2) 父母の氏名及び本籍、父又は母が外国人であるときは、その氏名及び国籍
 - (3) 国籍を取得すべき事由

(帰化の許可の申請)

第2条 帰化の許可の申請は、帰化をしようとする者の住所地を管轄する法務局又は地方法務局長を経由してしなければならない。

- 2 前項の申請は、申請をしようとする者が自ら法務局又は地方法務局に出頭して、書面によってしなければならない。
- 3 申請書には、次の事項を記載して申請をする者が署名押印し、帰化に必要な条件を備えていることを証するに足りる書類を添付しなければならない。
 - (1) 帰化をしようとする者の氏名、現に有する国籍、出生の年月日及び場所、住所、男女の別並びに嫡出子又は嫡出でない子の別
 - (2) 父母の氏名及び本籍、父又は母が外国人であるときは、その氏名及び国籍
 - (3) 帰化の許否に関し参考となるべき事項

(国籍離脱の届出)

第3条 国籍離脱の届出については、第1条第1項及び第3項の規定を準用する。

- 2 届書には、次の事項を記載して届出をする者が署名押印し、国籍離脱の条件を備えてい

ることを証するに足りる書類を添付しなければならない。

- (1) 国籍の離脱をしようとする者の氏名、出生の年月日、住所及び戸籍の表示
- (2) 現に有する外国の国籍
(法定代理人がする届出等)

第4条 法第18条の規定により法定代理人が国籍取得若しくは国籍離脱の届出又は帰化の許可の申請をするときは、届書又は申請書に法定代理人の氏名、住所及び資格を記載し、その資格を証する書面を添付しなければならない。

(訳文の添付)

第5条 届書又は申請書の添付書類が外国語によって作成されているときは、その書類に翻訳者を明らかにした訳文を添付しなければならない。

(国籍の選択の催告)

第6条 法第15条第1項に規定する催告は、これを受けるべき者が外国に在るときは、その国に駐在する領事官を経由してすることができる。

- 2 法務大臣は、法第15条第1項又は第2項の規定による催告をしたときは、法務局又は地方法務局長に、その催告を受けた者の氏名及び戸籍の表示並びに催告が到達した日、本籍地の市町村 (東京都の特別区の存する区域及び地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第252条の19第1項の指定都市にあっては、区長) に対して通知させるものとする。

(聴聞)

第7条 法務大臣は、所部の職員に法第16条第3項の規定による聴聞を行わせることができる。

- 2 聴聞の期日及び場所の指定の通知は、これを受けるべき者が外国に在るときは、その国に駐在する領事官を経由してすることができる。
- 3 聴聞に係る者は、聴聞の期日に代理人を出頭させ、又は文書により意見を述べるができる。

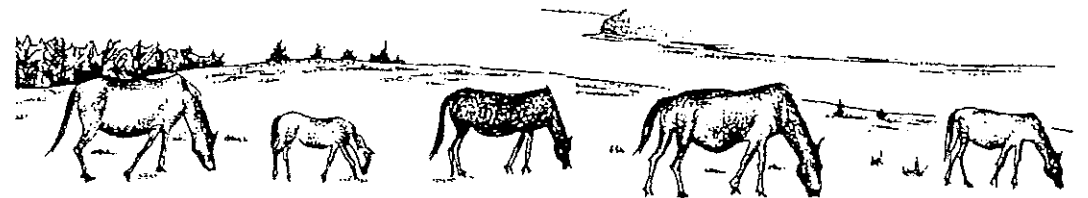
附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、昭和60年1月1日から施行する。

(特例による国籍取得の届出)

- 2 国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律 (昭和59年法律第45号) 附則第5条第1項又は第6条第1項の規定による国籍取得の届出については、第1条第1項、第3項及び第4条第4項並びに第5条の規定を準用する。



風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律について

理事 酒井清蔵

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律は、昭和59年8月14日公布され、各都道府県における条例措置等の準備期間において、昭和60年2月13日から施行される予定になっています。この法律のあらましを次のとおりお知らせします。

1. 法改正の必要性和これまでの経緯

本年1月警察庁は、年々悪化の一途をたどる風俗環境が少年非行などの温床となっておりとして同法改正の方針を明かにし、ラブホテル・アダルトショップなどのセックス産業を新しい規制の対象業種に加え、さらにゲームセンター飲食店、特に深夜飲食店営業への未成年者の深夜立入規制、その他の欠格条項の整備などを含み、戦後最悪の記録を更新し続けている少年非行に歯止めをかけるためには、家庭や学校の対応とは別に、法の網を広げて有害環境を浄化しようというのが本法の改正に踏切った大きな理由です。

警察庁では、改正案の作成を急ぎ本年3月中の国会に提案する意向を固めその作業に取りかかった。またそれと前後して、性産業の元締ともいわれる日本一のマンモス歓楽街新宿歌舞伎町をかかえる新宿区長による法整備に対する要望書に、PTA、保護司、民生委員、商店主、住民等による浄化運動を推進する署名を集める等の総決起大会が展開され、出遅れながら日本行政書士政治連盟も協力した。

改正案は、衆議院で自民党、公明党、民社党による一部修正があり、8月8日の参議院本会議で可決成立し、法律名も「風俗営業等の規制および業務の適正化に関する法律」と改正して公布の運びとなったものです。（都道府県条例及び都道府県公安委員会規則等の整備が急がれている。）

新しい法律の条文が現行の8ヶ条から51ヶ条に増え、報告、資料の提出を求める権限が修正案により公安委員会にゆだねられた。又、本法の施行に当り衆、参両議院地方行政委員会は政府に対し付帯決議がなされているが、その主なものについては次のとおりです。

- (1) 現下の世相にかんがみ、少年の健全な保護育成及び善良の風俗の保持等を図るため、総合的、科学的調査の上少年非行の防止、性病の予防及び売春の防止等更に徹底的な施策を速やかに講ずるべきである。
- (2) 運用に当たっては、表現の自由、営業の自由等憲法で保障されている基本的人権を侵害することのないよう慎重に配慮すること。
- (3) 風俗関連営業については、今後とも有効適切な取締りより、法の網を逃れる脱法的な形態で、これらの営業が営まれることのないよう規則の対象、規制の内容につき逐次強化を図るべきである。

(4) 少年指導員の職務権限を明確にし、あくまでも任意に風俗営業等に係る有害環境から少年を守り、少年の人権を尊重し、健全育成に寄与するものであることを周知徹底すること。

(5) 風俗環境浄化協会は、営業に関与するものではなく民間における環境浄化の機運を一層盛りあげるためのものであり、あくまで啓発活動等任意的な活動を行う趣旨のものであること。指定に当たっては、この趣旨に沿い基準を明確にし、その運営については、警察の関与は避けるべきである。

特に、本協会は、行政書士等の権限を侵すことのないよう配慮すべきである。

2. 風俗営業全般に共通の改正事項

(1) 題名の変更及び目的規定の新設

風俗営業については、法の題名から「取締」を削除するとともに、その業務の適正化を通じて、その健全化に資するものであることを、目的規定で明らかにし取締りの対象であるかのような誤解を生じないようにされた。(法第1条)

(2) 法律事項と条例事項の見直し

現在条例事項として規定されている許可の基準、手続や遵守事項等のうち、基本的なものを法律事項とし、営業地域の制限、騒音規制等は従来どおり条例事項とする等の整備が行なわれた。

(3) 欠格事由及び管理者制度の整備

覚せい剤中毒者、暴力団員等を新たに欠格事由に加える等欠格事由を強化するとともに、管理者の制度を整備することにより、風俗営業の健全化を図ることとした。(法第4条第1項 第24条等)

(4) 許可申請手続の簡素化

許可申請手続の簡素化を図り、業者に過度の負担とならないように配慮された。(法第5条)

(5) 相続の場合の手続の簡素化

現在は、相続の場合も「新規」許可となり、業者に相当の負担となっていたので、相続人の営業の承継を承認事項とすることにより負担の軽減が図られた。(法第7条)

(6) 遵守事項の整理

現在すべて直接罰則に係らしめていた遵守事項についての整理を行うとともに、その多くを行政措置により担保することとし、業界の自主的な健全化の努力を促進する。また、営業方法の変化に伴い、新たに広告、宣伝や振動の規制が行なわれることとなった。(法第12条～第23条)

(7) 営業時間の延長

現在午後11時までとされている営業時間を原則として、午前零時までとし、営業時間が延長された。(法第13条)

(8) 条例による遵守事項の追加

遵守事項については、現在と同様に地域の実情に応じて必要なものを施行条例で追加できることとされた。(法第21条)

3. 業態別の改正事項

(1) ゲームセンター等許可対象営業の追加

ゲーム機賭博の温床や、少年のたまり場として問題となっているゲームセンター等のうち必要なものを新たに風俗営業として許可制がとられ、賞品の提供を禁止する等の措置によりその健全化を図る。

ただし、旅館やショッピングセンター等において店舗に該当せず、しかも開放された状態で営んでいるものについては、賭博の行われるおそれが少ないので許可を要しないものとされた。(法第2条第1項第8号)

(2) キャバレー、カフェー、料理店等の「接待」の定義

キャバレー、カフェー、料理店等については、「接待」の定義が明確にされた。(法第2条第3項)

(3) パチンコ屋等遊技機の型式の認定を制度化した

パチンコ屋等については、現在と同様に現金を賞品として提供すること、賞品を買いとること等を規制するとともに、現在事実行為として各都道府県でそれぞれ行われていた遊技機の型式の認定を制度化してその試験手続の合理化を図り業者の負担が軽減された。(法第19条、第20条、第23条)

(4) 年少者の立入り規制の見直し

現在許可対象営業所には、年少者(18才未満の青少年)を立ち入らせないこととしているが、ゲームセンター等や一定の要件を満たすダンス教授所については、年少者を立ち入らせても差し支えない場合もあるので、午後10時を限界として施行条例でその時を定めることになっているが、午後10時以降は年少者の立ち入りを禁止された。(法第22条)

4. 風俗関連営業に関する改正要点

(1) 対象営業

現行法においても、個室付浴場業については地域規制及び行政処分の規定が、また、モーテル営業については地域規制の規定が設けられているが、今回の改正では、ストリップ劇場、のぞき劇場、ラブホテル、類似モーテル、アダルトショップ、その他性風俗に関する営業を加え、風俗関連営業と一括して規制されることになった。(法第2条第4項)

(2) 一般の旅館の除外

ラブホテル・モーテルの規制対象は、専ら異性を同伴する客の宿泊、休憩の用に供する政令で定める施設で、かつ、一定の構造又は、設備(個室に接続する車庫、振動ベット、鏡張りの寝室等)を有するものに限られ、一般の旅館は対象としない。(法第2条第4項)

(3) 成人映画館の除外

成人映画館については、業界挙げて、自主規制の強化を行なうこととしており、また、青少年保護育成条例により規制されているので、今後の推移を見守ることとして、今回は法規制の対象としないこととされた。(法第2条第4項第2号)

5. 風俗関連営業全般についての規制

(1) 届出制の導入

風俗関連営業の実態を把握するために届出制が導入された。(法第27条)

(2) 営業禁止区域及び営業禁止地域の設定

学校等から一定の距離にある区域や、施行条例で定める地域では、営業を禁止することとなった。ただし現に営業を営み、かつ届出をしている者については、既得権保護の観点から、その営業は認められる。現在は、個室付浴場業及びモーテル営業については地域規制の規定がある。(法第28条第1項第3項)

(3) 年少者の立入り、従業等の禁止

年少者(18才未満の青少年)の立入りや従業等を禁止、年少者の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止することとされた。(法第28条第5項)

(4) 広告、宣伝の規制

卑わいな看板等に対処するため、広告、宣伝の規制を受けることとなった。(法第28条第6項)

(5) 深夜における営業時間の規制

善良の風俗の保持に必要な限度で、施行条例により、深夜における営業時間の規制ができることとなった。(法第28条第4項)

(6) 行政処分規定の整備強化

善良の風俗等を害するような一定の不法行為があった場合には、8月以内の営業の停止処分や営業の廃止処分(営業所が営業禁止区域、営業禁止地域にあるとき)を課せられることとなった。(法第29条第30条)

(7) 標章のはりつけ

行政処分の実行性を担保するため、標章のはりつけの規定が設けられた。(法第31条)

6. 深夜における飲食店営業等に関する改正の要点

本項については、特に午前零時以降の営業の禁止が解除されたが、接待行為が行なわれやすく、また、酔客の騒ぎやすい深夜バー、スナック等については、届出制がとられ施行条例により住居地域では、営業の禁止をすることができるようになった。(法第33条)

以上が今回の法改正に伴う改正要点ですが、風俗営業の許可申請手続きについては従来とほぼ同様です。新設された風俗関連営業については届出制が採られることになり施行後(昭和60年2月13日の予定)速やかに届出なければならぬこととなりますので、私どもの業務が多忙になるものと思われまます。

風営法改正の解説書紹介

警察庁防犯課編 新風営法ハンドブック

— 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 —

東京都千代田区神田小川町3-28-2

立花書房

(昭和59年10月20日発行 定価 1,300円送料別)

行政書士法関係行政実例等

総務部

行政書士法第19条第1項の疑義「報酬を得て」

(昭和40.1.8 自治行第2号 鹿児島県総務部長宛 行政課長回答)

問1. 第19条第1項に「行政書士会に入会している行政書士でない者は、業として第1条に規定する業務を行なうことができない」旨規定されているが、これは、たとえば、行政書士会員でない司法書士が、個人から依頼のつど市町村農業委員会に提出する農地法第3条～第5条申請書を作成している場合、次のどちらが正しいか。

なお、この理由及び「業として」の解釈をあわせてご教示下さい。

- (1) 申請書作成の対価を徴収するのでなければ行政書士法第19条第1項違反とはならない。
(2) 対価徴収の有無を問わず、反復継続的に行なっているのであれば行政書士法第19条第1項違反となる。

2. 市町村農業委員会が、対価を徴収しないで、サービスとして農地法第3条～第5条申請書を申請者にかわって作成のうえ受理することは、次のうちどちらに該当するか。

なお、理由もあわせてご教示下さい。

- (1) 第19条第1項違反である。
(2) 違法ではないが、妥当でない。
(3) さしつかえない。

答1. 行政書士法第19条第1項の「第1条に規定する業務」とは、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成することをいうから(1)お見込みのとおり。

ただし、その業務全体として報酬を得る目的をもって行なわれるものであれば個々の業務において現実に報酬を得たかどうかを問わず、同法に違反するものであるから念のため。

なお、同条同項の「業として」とは、人がその社会的地位に基づき反復継続してということである。

2. 地方公共団体がその事務に関して住民に対しサービスを提供するのであるから(3)お見込みのとおり。

行政書士法適用上の疑義

(昭和48.10.16 自治行第102号 警察庁保安部保安課長宛 行政課長回答)

問 行政書士でない者(甲)が、〇〇陸運事故協会〇〇支部(上部団体なし)というものを

設け、自動車所有者を対象として会員を募り、車1台につき年間2,200円の会費を徴収して、会員が交通事故を起した場合に、会員の依頼をうけて、(イ)警察に提出する交通事故証明書の作成及び(ロ)保険会社に提出する自動車損害賠償責任保険請求書の作成を行っている。

この場合、会員が事故を何回おこしても、全く事故をおこさなくても、会費の追加又は返還はせず、会費はすべて甲の収入となっている。

なお、同支部は、甲が支部長を名のっているほか役員がいないし、総会その他諸行事は一切行わずにもっぱら上記(イ)(ロ)の業務のみを行っている。

この場合

- (1) 上記(イ)(ロ)を行うことは、行政書士法第1条第1項に規定する「官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類(実地調査に基づく図面類を含む)を作成することを業とする」にあたりと解してよいか。
(2) この会費は、行政書士法第1条第1項に規定する「報酬を得て」の報酬に該当すると解してよいか。

答 (1)、(2)ともお見込みのとおり。

(昭和58年5月17日付け 自治行第53号)

「官公署」の意義

(昭和52.7.12 自治行第39号 神奈川県警察署長宛 行政課長回答)

問 住宅金融公庫は、行政書士法第1条に定める「官公署」に該当するか。

答 該当しないと解する。

なお、行政書士以外の者が、住宅金融公庫に提出する権利義務又は事実証明に関する書類について、他人の依頼を受け、報酬を得て作成することを業とすることは、行政書士法第1条及び第19条第1項に抵触すると解せられるので念のため申し添える。

検察審査会への審査申立書の作成

(昭和53.2.3 行政課決定)

問 検察審査会法に基づく検察審査会に対して同法第30条による審査申立てを行うため、同法第31条に規定する書類を作成することは、行政書士の業務と解されるか。

答 当該業務は、弁護士、司法書士及び行政書士のいずれも行うことができる。

帰化許可申請書の作成と行政書士の業務

(昭和37.5.10 自治行発第29号 兵庫県総務部長宛 行政課長回答)

問 帰化許可申請書の作成にかかる業務範囲は、行政書士、司法書士のいずれに属するかについて、次の三様の見解があるがいずれが正しいか。

- 1. 司法書士の専属とするもの。
2. 行政書士及び司法書士の双方に属するもの。

3. 行政書士の専属であるとするもの。

答 2. お見込みのとおりと解する。

行政書士の業務範囲

(昭和 44. 10. 25 自治行第82号
日本行政書士会連合会長宛 行政課長回答)

問 自動車損害賠償保険法第15条による保険金の請求手続を行政書士が行なうことは弁護士法第72条に抵触するか。

答 行政書士が自動車損害賠償保障法第15条の規定による保険金の請求に係る書類を被保険者等の依頼を受けて作成する限りにおいては、弁護士法第72条の規定に抵触するものではないと解される。

行政書士法第19条の疑義「他の法律の別段の定がある場合」

(昭和 52. 9. 14 自治行第58号
日本行政書士会連合会会長宛 行政課長回答)

問 1. 都道府県、市町村の商工会が商工業組合に加盟している組合員の委託を受け、手数料を徴収して建設業法の規定による一般建設業の許可申請書の作成を反覆して行うことは、行政書士法第19条第1項の規定に抵触すると解してよいか。

2. 行政書士の登録及び営業は、自然人たる個人に認めていることは、行政書士法第2条、第5条、第6条第1項及び第19条等から明らかであるが、法人が法人名で登録し、業務を行うことはもちろん法人が行政書士を雇用し、法人の名で行政書士法第1条に規定する業務を行うことは、できないものと解してよいか。

答 1及び2いずれもお見込みのとおり。

事業協同組合の書類作成業務

(昭和 56. 9. 30 自治行第58号
警察庁保安部防犯課長宛 行政課長回答)

問 事業協同組合が組合員または組合員以外の者から依頼を受け報酬を得て、建設業許可(更新)申請書その他県知事へ提出すべき書類の作成を反覆して行うことは、行政書士法第19条第1項の規定に抵触すると解してよいか。

答 お見込みのとおり。

都市計画法に基づく開発行為許可申請

(昭和 53. 2. 13 行政課決定)

問 都市計画法に基づく開発行為において、1ヘクタール以上の開発行為の場合は、設計者の資格を都市計画法施行規則第19条で定めているが、1ヘクタール未満については何ら規定がない。この場合、1ヘクタール未満の開発行為に係る許可申請書を作成できるのは次のいずれか。

1. 一級建築士、二級建築士及び行政書士
2. 一級建築士及び行政書士
3. 行政書士

答 1. お見込みのとおり。

行政書士法第19条の疑義「正当の業務に附随して行う場合」

(昭和 35. 11. 10 自治丁行発第44号
岩手県総務部長宛 行政課長回答)

問 司法書士が宗教法人を設立しようとする者又は宗教法人からの依頼を受け報酬を得て次のような業務を行なうことは、行政書士法第19条第1項但し書に規定する「正当の業務に附随して行う場合」と解してよいか。

1. 宗教法人法第13条の規定に基づく宗教法人規則認証申請関係書類の作成をすること。
2. 宗教法人が登録税の免除を受けるため(登録税法第19条第2号の9)登録税法施行規則第5条の7の規定に基づく関係書類を作成すること。

答 1. 正当の業務に附随して行なうものとは解されない。

2. お見込みのとおり。

建築士の業務範囲と行政書士の業務範囲との関係

(昭和 37. 6. 13 自治丁行発第42号
日本行政書士会連合会会長宛 行政課長回答)

問 佐賀県下においては、建築士が建物の新築又は増改築等の建築確認申請書の作成の依頼を受けた場合において、当該建物が旅館、理美容所、飲食店等に用いるもので別に保健所の食品営業等の許可を受けなければならないものであるときは、行政書士法第19条第1項の「正当の業務に附随して行う場合は、この限りでない。」の規定を引用して、当該建築確認申請書の作成にあわせて当該営業等の許可申請書も報酬を得て作成している実情である。これは私見としては建築確認申請書の作成は建築士の業務の範囲であり問題はないが、営業等の許可は建築確認とは別個のものであるので、建築確認申請書の作成の際営業等の許可申請書の作成をあわせて行なうことは上記正当の業務に附随して行なう場合に該当しないものと考えるがどうか。

答 お見込みのとおり。

行政書士を雇用して業務を行うことの可否「いわゆる雇用行政書士について」

(昭和 58. 2. 23 自治行第20号
神田警察署長宛 行政課長回答)

問 自らは行政書士の資格をもたない株式会社の代表取締役である者が、行政書士を雇用し、他人の依頼を受けて官公署に提出する書類等の作成を行い、その報酬は法人が収納し、被

雇用者である行政書士には、その者の実績による業務報酬額とは関係なく定額の給与を支払っている場合には、当該代表取締役は、行政書士法第19条第1項に違反すると解されるかどうか。

答 行政書士法第1条第1項の業務が法人の業務として行われている場合において、当該法人の代表取締役が行政書士会に入会している行政書士でない者であり、かつ、当該業務の処理について実質的な責任を負うと認められる場合には、当該代表取締役は同法第19条第1項に違反するものと解する。

行政書士110番の相談事例

監 察 部

行政書士110番は、日行連の事業として監察強調中に全国的に実施されている事業ですが、本年で4回目になります。

去る9月27日、北海道新聞に北海道行政書士会では、今年も無料で電話相談に応じる「行政書士110番」を10月1日の“法の日”から5日まで開設する。受け付ける相談内容は「喫茶店を始めたい」「農地を宅地に転用したい」といった官公庁に提出する書類、その他権利義務や事実証明に関する書類の作成方法、提出手続について、と報道されました。

本会に寄せられました相談のうち、本会の会員にお願いして回答していただいた相談事例と回答の内容の一部を発表し、会員みなさまの参考に供します。

— 宅地の購入問題 —

細 木 貞 次

(相談内容)

道東と言えば網走、十勝、釧路、根室支庁管内を総称しますが、その地方のK町に所在するある団体立病院職員の甲さんは、かねてから、将来は郷里である道北のA市に住みたいと考えて、適当な宅地をと心がけていたところ、去年の暮れ近くになってから、A市内に建物(店舗)付でしたが、ほぼ希望を満たす宅地がみつかりました。

甲さんは、所有者の代理人である乙司法書士と売買交渉の結果、「土地だけほしいので、建物は売主の責任で撤去して、更地として引き渡すこと」を条件として、口約束でしたが土地売買契約は成立し、登記手続を乙司法書士に依頼、売買代金全額を支払いました。

ところが、登記が済んで登記済書を受け取ってみると、土地とともに地上建物も甲さんに所有権が移転されていたものです。

驚いた甲さんは、売主の代理人であり、かつ登記手続の代理人でもある乙司法書士に対して、「建物の所有権移転登記を抹消すること。建物を直ちに撤去すること」を要求したとこ

ろ、乙司法書士は誤りを認め、所有権移転登記を抹消しましたが、売主の責任で撤去を約束した地上建物は、催促のたびごとに、「今月中に——」とか「来月中に——」とか言って、現在まで約束を実行しないので、大変困っている、どうしたらよいものか。と言うものです。わたくしは、次のように答えました。

(回答内容)

乙司法書士は、売主の真正な代理人であることを甲さんは確認していると言うので、同人に対して、「あらためて一定の期限を示して、その期限内に建物を撤去すること。もし、これが実行されないときは然るべき処置をとること」を内容とする配達証明付内容証明郵便を送達するか、あるいは口頭でもういちど期限を切って建物撤去を要求し、それが実行されないときは、乙の所属する司法書士会に申し立てる方法はどうでしょうか。それでもなお、解決が困難のときは、もういちど本会に連絡してほしいことを申しあげました。

甲さんは、以上の回答に一応の満足を示して、またお世話になるかも知れないが、その節はよろしくと言い、感謝の意を表しました。

(反省)

以上は、10月2日午後2時25分からおよそ20分ぐらいの相談でした。

この相談の中で、甲さんに契約の内容をなぜ書面にしなかったか、をたずねたところ、「売主直接の契約であれば、きっと書類にしたでしょう。しかし、売主の代理人が司法書士であったので、口約束でもまちがいはないと考え、信用しました」と言います。

行政書士法第10条は、行政書士の責務として「誠実にその業務を行うとともに、行政書士の信用または品位を害するような行為をしてはならない」と規定し、司法書士法もまた同じような趣旨の規定を設けています。(同法第1条の2)

一般の市民は、行政書士、司法書士という職業に対して、一定の尊敬と信頼をもっています。

だからこそ「先生」と呼ばれるのではないのでしょうか。(もっとも、このごろは「センセ」とよばれる職業や人種が余りにも多くて、少々インフレのクライがあることも事実ですが)

不動産売買にあたって、当事者の一方の代理人となることが、司法書士の業務(同法第2条)の範囲に属するか否かは、わたくしの判断するところではありませんが、今回の相談事案を通じて、「もって他山の石として、戒心すべきこと」と肝に銘じた次第です。

大方のご批判を期待します。

(釧路支部所属・本会役員)

— 宅地の賃借と家屋の補修工事 —

石 村 賢 太

(相談内容)

XはYに土地(建物の所有を目的として)を賃貸していた。Yはその借地上に、約30年以

前から登記してある建物を所有している。この土地の賃借期間は定めていなかった。Xは約3年前にこの土地をAに譲渡し、Aは売買によってその所有権を取得し、登記を経由した。

Yの建物は建築してから約30年経っているので、建物の外壁が老朽化し、防寒に堪えなくなったので、Yは最近この外壁を新材をもって改修工事にかかったところ、Aは突然自己に相談せず勝手に改修工事に着手したのはけしからんとし、工事を中止して該土地の明渡しをするよう要求してきた。

どうしたらよいか、ただし、これまで土地の賃料は支払いしている。

(回答内容)

1 要 旨

- (1) 土地の明渡し要求に応じなくてもよい。
- (2) 建物の修理工事は、そのまま行なってもよいでしょう。
- (3) 以後土地の賃料を受取らないときは、弁済供託したらよい。

2 理 由

- (1) 期間の定めがない契約でも、普通の建物の所有を目的とするものについては、30年の存続期間となる(借地法2①本文)
- (2) 借地権自体を登記しなくても、その借地上の建物が登記されてあれば、(あるから) Yの借地権は第三者従って現在の所有者Aに対抗することができる(建物保護法1)
- (3) この貸地の存続期間は、3年程前に消滅したが、土地の所有者Aが遅滞なく異議を述べなかつたので、該土地の借地期間はそこから20年に更新されている。

(借地法5・6)

- (4) Yの建物の外壁の改修工事は、建物の増改築にも当たらないと考えられるから、民法612条に該当しない。
- (5) また、Yの建物の外壁の改修は、憲法第25条(健康で文化的な最低限度の生活を営む権利)からも、地主Aによって工事差し止めをされることはない。

また、当該土地の明渡しの要求は、地主Aの自己使用の必要性その他のいわゆる正当性(正当な事由)が認められる場合でないといけないからである。

(ちなみに、上記回答は土地の賃借人が地主から突然工事の中止と土地の明渡しに接し、これに対する内容証明郵便その他で、何らかの返答するに困惑したための相談に対する意見である。)

(函館支部所属・本会役員)

—市街化調整区域の建築(その1)—

星 享 克

(相談)

市街化調整区域の土地(非農地)を買ったが、そこに無許可で簡易な作業小屋を建てられるか。

(回答)

都市計画法第29条各号の不要許可事項に該当しないので、建築することはできません。都市計画法第34条及び第43条の規定による許可事項に触れて説明し、原則として市街化調整区域内で建築はできないと回答しました。

都市計画法第34条、第43条による許可の範囲

1. 周辺に居住している者の日常生活に必要な物品の販売・加工、修理等の業務を営む店舗、事業場の建築で50㎡以内
2. 鉱物資源、観光資源の有効利用上必要な建物
3. 農林漁業用建物(都市計画法第29条の2の2項で許可不要とされているもの以外)又は調整区域内で生産される農林水産物の処理・貯蔵・加工用建物
4. 地方自治団体が国や中小企業事業団が一体となって助成する中小企業の事業の共同化、店舗の集団化に寄与する事業用建物
5. 調整区域内の既存工場の事業と密接な関連を有する事業用建築物
6. 火薬類等の危険物の貯蔵・処理用の建築物で市街化区域内に立地することが不適な建物
7. 市街化区域に立地困難、不適當な道路管理施設、休憩所、給油所、火薬類の製造所
8. 市街化調整区域とされた際、自己の居住又は業務用建物の建築等の目的で土地を有していた者が市街化調整区域とされた日から6ヶ月以内に知事に届出をし、5年以内に行う建築行為
9. 施行令第35条該当(法43条第1項第7号によるもの)
 - ア. 既存建築物の敷地内において行う、車庫・物置その他これ等に類する付属建物
 - イ. 建築物の改築用途変更で床面積の合計が10㎡以内上記に該当すれば、許可を受けて建築出来ることになるが、都市計画法第33条の基準とこれに適合していなければならない。

—自己所有地内に存在する他人の工作物の措置(その2)—

(相談)

市街化区域内の土地を買った後、実測して現地を調べた結果、3cmとか5cmのように少しだが、コンクリートで作った池か、溜池のような工作物の一部が自分の土地に入っていることが分かった、どうすればよいか。

(回答)

土地の購入前に調査を実施すれば事前に防止できたのだが、今となっては隣接所有者と話し合って解決するほかありません。

なお、話し合いに応じてくれない場合には裁判で争うより方法がないでしょう。

— 境界線上に塀の設置 (その3) —

(相談)

蛇の浸入防止と自己所有地を保護するため、コンクリートブロック等で高さ1 m50ぐらいの塀を境界線上に設置してもよいか。

(回答)

自分の敷地内に塀を建てるには、不当に他人に迷惑をかけない限り、隣人と関係なく自由に塀を作ってもよいのですが、境界線上に塀を作るには隣地所有者の同意が必要です。

しかし、自分の土地にも隣地にも建物があるときは、隣地所有者と共同の費用で塀を作ることができることになっていますから、境界線上はいやだといえませんが、塀の位置、材料、高さ、費用などは協議しなければなりませんので、協議のととのはないときは、板塀又は竹、垣で高さは2メートルのものと法定されています。あなたがどうしてもコンクリートブロックにしたいならそれも可能ですが、そのようにすることによって、板塀又は竹垣で作るよりも費用のかさむ分はあなたが負担しなければなりません。(民法第225条以下)

(札幌支部所属・元本会役員)

政連だより

会費等納入についての御礼とお願い

昭和59年11月25日

行政書士の皆様へ

日本行政書士政治連盟北海道支部
支部長 葛西 義雄

初冬の訪れを告げる雪の季節になりましたが、皆様にはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、過日は政連加入等についてのご要請を致しましたところ、早速大勢の方々のご協力を賜わりまして、衷心より厚く御礼を申し上げます。また、ご送金いただきました節に、非常に厳しいご意見やら、おしかりのことばを寄せられた方々もおられますが、それらの率直なご意見を謙虚に受けとめ、今後に向けて、一日も早く正常化を期するよう決意致しておりますので、個々に手紙を差し上げることが本筋とは存じますが、この紙面を借りましてご返事に代えさせていただきます。

なお、未だご送金いただいていない方につきましては、いずれ分会又は当方から重ねてお願い申し上げ、ご協力をいただきたいと考えておりますが、その前になるべく早くご送金くださるようくれぐれもお願い申し上げます。



車庫証明業務に想う

副支部長 野 際 克 彦

我々の機関紙「月刊日本行政」No.139号により細報された車庫証明業務に関する自販連との交渉の再開、車庫証明業務の取扱いに関する日行連通知等はすでに皆様方にはご承知のことと思います。この件につき双方の連合会のトップにより話し合いが進められ、昭和52年10月6日に取交わされた合意確認を再確認し、これが合意確認を尊重し、誠意をもって車庫証明業務の推進を図るものとして、昭和59年9月26日両連合会の会長により調印をみたのでありますが、これが調印により自動的に車庫証明業務が全部我々行政書士の手になるわけではないということを心すべきであります。

昭和52年の合意確認から今日までの何にも無いに等しい受託件数を見れば、これからの多数事件委託を図ることのむずかしさを知っていただけたらと思います。

しかし、これから我々個々の行政書士の努力と両連合会の協力及び各自販連支部との話し合い等積極的な作業があれば、少数から多数そして願わくば全部の車庫証明業務を手がけることが出来るのではないかと大きな目的に向かって努力を願うところですが、車庫証明業務を手がけて見て一見簡単ではあるが、依頼者の要求等が実は多くの問題を含んでいることに気がつきます。これは安易な気持で取組むことは今後の大

きな目的のためにも大変危険なことであることと気を引き締め、今日業務を手がけて居られる先生と話し合ってください。

これは自分が自動車を買う立場で考えると理解が出来ることです。自動車を買う契約が成立すると一日も早く車を手にしたい。そう思い待ちこがれます。しかし、日の良い日に登録をしたい？ナンバープレートの数字は気に入った数字にならないか？等の色々の希望が頭をもたげてきます。そして無理を承知で要求する、我々はこれからは、これらの要求に合わせて、あるいは合わせる形で車庫証明業務の処理をしなければならないこととなります。一日も早くは当然ですが、大変きつい条件が多くあります。

今日まで自販連支部はディーラー及びその組織をフルに活用しての多数業務処理をして来て居り、これが処理スピード、正確さに当方が劣る様であれば、先に望みは無いものと思います。

行政書士会及び我々個々の書士は安易な気持、考えで業務に取り組むことが無い様にしなければならない。まず行動力が要求され、次には土地感そして車に対する知識、行政書士専業で車庫証明業務を専門とする書士であることが望まれるのではないかと

思います。又、多数業務の迅速処理のためどの様な

行政書士補助者証の交付について (通知)

総務部

官公署の窓口には、大量に提出書類を持ち込む人が大勢いますが、行政書士やその補助者を明確にすることによって、非行政書士の締め出しを図ることができれば幸いです。この度行政書士補助者証を交付することになりましたので、本会へ名札代 620 円 (内送料 120 円) を添えてお申し込みください。



なお会員については、明年度全員に名札を配布してその着用をお願いしたいと考えておりますが、それまでの間は会員バッヂを必ず着用し、会員証を常時携帯してください。

<補助者証の申込要領>

写真 (2.5 cm × 3.0 cm) 1 枚と名札代 620 円 (送料とも) を添えて会員氏名、所属支部、補助者証を必要とする補助者の氏名を記入してお申し込みください。

本会では補助者届にもとづいて補助者証を発行します。

(表)

行政書士  補助者証					
証明第 号					
写 真	<table border="1"> <tr> <td>氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td>年 月 日 生</td> </tr> </table> <p>上記の者は、行政書士 (支部所属) の補助者として昭和 年 月 日届出があることを証明する。 昭和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">北海道行政書士会 </p>	氏 名		生年月日	年 月 日 生
氏 名					
生年月日	年 月 日 生				

(裏)

注 意

1. 本証は、常時携帯しなければならないこと。
2. 本証は、他人に貸与し又は譲渡してはならないこと。
3. 補助者は、北海道行政書士会において定める名札を着用すること。
4. 本証を亡失したときは、理由書を添えて再交付の申出をしなければならないこと。
5. 補助者の身分を失ったときは、速やかに本証を返還しなければならないこと。

名 札

行政書士

北海太郎事務所

支 部 の う ご き

支部研修会開催状況

注 () は通知人員

支 部	月 日	場 所	研 修 科 目	講 師	受 講 者 数
札 幌	9 / 29	エルム会館	新入会員研修	本会総務部長 渡辺 明 支部所属会員 米田 正 副支部長 佐々 邦雄	(104) 22
旭 川	10 / 5	旭川市神楽福祉センター	1. 民事諸契約 2. 雇用保険制度の改正	弁 護 士 清水 一史 旭川公共職業安定所 労働保険適用指導官 宮野 征男 適用係長 中村 文昭	(139) 25
網 走	10 / 6	紋別産業会館	借地・借家・一時賃貸借	弁 護 士 中村 仁	(130) 32
"	10 / 7	紋別産業会館	建設業法改正	副支部長 加川 精三	(130) 23
室 蘭	10 / 6	室蘭市中小企業センター	記帳実務	支部監事 川村 泰三	(56) 16
苫小牧	10 / 2	苫小牧労働福祉センター	建設業法施行令の改正要点	支部理事 本間 秋光	(56) 17
日 高	7 / 13	小樽 銀鱗荘	行政書士の業務	本会副会長 日向寺正幸	(17) 8
"	9 / 9	静内町公民館	1. 建設業法の一部改正 2. 車庫証明業務	支部長 進藤 良次 副支部長 三上 紀一	(17) 11
十 勝	9 / 22	十勝支庁会議室	1. 新入会員研修 2. 建設業法の一部改正	支部長 堀口登志雄 支部理事 坂下 尊 " 瀬尾 朝則 " 森田 志信	(127) 30
"	9 / 29	十勝支庁会議室	1. 車庫証明及び自動車登録手続 2. 意識の転換	支部理事 瀬尾 朝則 霊理学士 大平 開運	(127) 29
"	10 / 13	十勝支庁会議室	1. 民法物権債権 2. 行政書士の自己啓発	弁護士 杉村 英一 釧路支部長 辰尾 征良	(127) 28
"	10 / 20	十勝支庁会議室	1. 相続税と贈与税 2. 会社定款と公正証書 3. 車庫証明の受注	札幌国税局帯広分室長 榎原 鶴二 公証人 高橋 満夫 副支部長 野際 克彦	(127) 45

 * 会員のうごき *

 - 入 会 -

支部名	会員番号	氏名	入会年月日	登録資格
札幌(白石区)	3,132	宍戸 昭	59. 10. 5	法2条5号
〃	3,139	小堀 由紀子	59. 11. 6	法2条1号
〃 (豊平区)	3,130	竹林 久	59. 10. 5	法2条5号
〃 (西区)	3,137	等力 義夫	59. 10. 5	法2条6号
〃 (その他)	3,138	坂本 満	59. 11. 6	法2条1号
〃	3,140	九島 淳	59. 11. 6	法2条1号
函館	3,142	野坂 武司	59. 11. 6	法2条1号
小樽	3,131	山田 勇	59. 10. 5	法2条6号
〃	3,136	中嶋 秀夫	59. 10. 5	法2条1号
空知	3,129	西田 一男	59. 10. 5	法2条1号
旭川	3,135	伽賀 梧郎	59. 10. 5	法2条6号
十勝	3,133	瀬尾 肇仁	59. 10. 5	法2条1号
〃	3,134	竹田 知男	59. 10. 5	法2条5号
根室	3,141	木嶋 正毅	59. 11. 6	法2条1号

- 退 会 -

支部名	会員番号	氏名	退会年月日	事由
札幌(北区)	1,704	小島 輝夫	59. 9. 28	廃業
〃	2,692	三宅 宮松	59. 10. 29	〃
〃 (その他)	2,005	本田 政一	59. 10. 13	〃
〃 (〃)	2,373	熊谷 忠	59. 9. 29	〃
函館	3,000	佐藤 繁雄	59. 10. 31	〃
空知	64	矢野 スヱ	59. 10. 15	〃
留萌	1,890	井上 常男	59. 9. 28	〃
苫小牧	2,656	属 増 米 蔵	59. 11. 2	〃
十勝	1,901	丹野 一男	59. 10. 10	死亡

.....事務局だより.....

月日	行 事 名	時 間	開 催 場 所
10/3	第2回車庫証明対策特別委員会	13:00~17:18	カタオカビル会議室
10/4	第7回常任理事会 第3回理事会 第3回支部長会	9:00~11:18 13:00~15:36 15:47~18:21	雪印健保会館会議室
10/5	登録資格審査委員会	16:00~17:00	本会会議室
10/9	車庫証明問題自販連札幌支部折衝	13:00~15:00	自販連札幌支部
10/11	〃 釧路支部折衝	13:30~16:00	〃 釧路支部
10/12	〃 帯広支部折衝	11:00~13:00	〃 帯広支部
10/14	日行連全国会長会	13:00~15:30	東京都
10/15	行政書士会館竣工式	11:00~14:00	〃
10/17	昭和59年度中間監査	9:00~17:00	本会会議室
10/18	〃	9:00~16:30	〃
10/18	第8回常任理事会	10:00~12:00	ホテルセンターパーク 会議室
10/17 18 20	全国行政書士中央研修会	9:00~17:00	東京都
10/29	車庫証明問題自販連北見支部折衝	14:00~15:00	自販連北見支部
10/30	〃 旭川支部折衝	11:00~12:00	〃 旭川支部

*****行政書士事務所名を正しく表示しよう*****

行政書士の事務所名は、「行政書士Ⓔ〇〇Ⓔ事務所」と正しく表示してください。事務所名を正しく表示した上で、取扱い業務名を書き添えることは差つかえありませんが、〇〇代行社、〇〇労務センター等の表示をし、「建設業許可申請書、指名願、その他官公署に提出する書類」等と書き添えた看板が目立つので速やかに改めてください。また、併有資格者のうち、行政書士の資格名を表示しないで「建設業許可」の広告をしているものもあります。併有資格者が行政書士業務を広告する場合には、必ず行政書士名を併記するようにしてください。

年計報告はお済みになりましたか！

企 画 部

昭和58年にかかる年計報告の提出状況は、10月31日現在次表のとおりです。提出未済の方は至急提出してください。

年 計 報 告 提 出 状 況

59.10.31現在

区 分	提出義務者数	提出者数	未提出者数	提出率	提出率の順位	摘 要
札幌	中央区	113人	77人	36人	68.1%	
	北区	39	29	10	74.4	
	東区	53	40	13	75.5	
	白石区	46	28	18	60.9	
	豊平区	62	45	17	72.6	
	南区	26	18	8	69.2	
	西区	63	41	22	65.1	
	その他	69	53	16	76.8	
計	471	331	140	70.3	14	
函館	125	105	20	84.0	9	
小樽	61	61	0	100.0	1	
空知	95	80	15	84.2	8	
旭川	120	92	28	76.7	11	
留萌	16	14	2	87.5	7	
宗谷	11	11	0	100.0	1	
網走	114	87	27	76.3	12	
室蘭	51	50	1	98.0	3	
苫小牧	46	37	9	80.4	10	
日高	13	12	1	92.3	4	
十勝	116	106	10	91.4	5	
釧路	57	51	6	89.5	6	
根室	18	13	5	72.2	13	
小計	843	719	124	85.3		
合計	1,314	1,050	264	79.9		

84.11第 145号 昭和59年11月25日発行

発行人 葛西義雄
 編集人 橋本雄一
 発行所 北海道行政書士会
 印刷所 谷川印刷株式会社
 旭川市旭町1条4丁目

札幌市中央区北1条西7丁目(西向)
 タキモトビル3F
 電話(011) 221-1221
 221-1222